

令和2年4月27日

教職員各位

危機対策本部（新型コロナウイルス感染症対応）本部長
学長 田野 俊一

「＜重要＞緊急事態宣言が発令された際の対応について（第3報）」の取扱い
について

政府における新型コロナウイルス感染症対策としての緊急事態宣言の発令を踏まえた東京都からの休業要請に対応するため、本学では4月7日に「＜重要＞緊急事態宣言が発令された際の対応について（第3報）」を発出し、発令期間中の教職員の出勤や学生の登学等については原則禁止としているところです。

現在、緊急事態宣言の発令期間は5月6日までとなっておりますが、本学としては、4月20日の「本学における前期授業に関する方針について」において5月31日までは授業を遠隔で行うこととし、教員・学生の登学を原則禁止としたところです。

については、「＜重要＞緊急事態宣言が発令された際の対応について（第3報）」の取扱いについても5月31日まで延長することとしましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

【参考】＜重要＞緊急事態宣言が発令された際の対応について（第3報）（4月7日）

https://www.uec.ac.jp/news/announcement/pdf/emergency_declaration_3.pdf